

政令第二十号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項及び第二十七条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第五号中「百分の六十七・五」を「百分の七十五」に、「百分の八十二・五」を「百分の八十五」に改める。

別表第四の一種の項中「一一六、五〇〇円」を「一一六、八〇〇円」に、「一四二、三〇〇円」を「一四二、六〇〇円」に、
「一三九、三〇〇円」を「一三九、六〇〇円」に、
「一三四、〇〇〇円」を「一三四、四〇〇円」に、
「一三四、〇〇〇円」を「一三四、〇〇〇円」に、
「五四、三〇〇円」を「五四、四〇〇円」に、
「五一、五〇〇円」を「五一、六〇〇円」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の別表第四の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

理由

自衛官に係る勤勉手当の支給割合の改定に伴い、若年定年退職者給付金の額の調整に関し必要な給与年額相当額の計算方法を改める等の必要があるからである。